

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853 水戸市平須町1-93

tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317

e-mail iba-kou@mito.ne.jp

http://www.ihsfu.net

## 「戦争法案」の強行採決に抗議し、憲法違反の「戦争法」の発動を許さず、 「戦争法」の廃止を求める茨高教組声明

安倍政権は9月19日、集団的自衛権行使や戦闘中のアメリカ軍などの支援を内容とする「安全保障関連法案」（「戦争法案」）を参議院本会議で強行採決した。

上程した「安全保障関連法案」を合憲とする安倍政権に対して、弁護士・憲法学者・歴代の内閣法制局長官・最

高裁元長官など、法曹界から「明確な憲法違反」との発言が相次いだ。

また、国会論戦の中で、アメリカの艦船に日本人が乗っていないにもかかわらず集団的自衛権が行使されることや、イラン政府がホルムズ海峡の封鎖を否定していることなど、当初法案の必要性の根拠とした立法事実がないことが明らか

になった。

自衛隊が行う「後方支援」にいったい歯止めがなく、PKO法の「改正」で可能となる駆けつけ警護が憲法が否定している武力行使につながることや、非人道兵器や劣化ウラン弾、核兵器の輸送までも法文上排除されていないことも明らかになった。

さらに、訪米した自衛隊統幕議長が「（「戦争法案」は）来年夏までには終了する」とアメリカ軍に説明している内部資料の存在が明らかにされる中で、衆参両院の特別委員会の審議がともに100回を超えてストップし、審議がすすむばすすむほど「戦争法案」の必要性、論理性、整合性がなくなり、違憲性だけが明確になった。

「戦争法案」反対の運動は「戦争さ

せない、9条壊すな！総がかり行動実行委員会」をはじめ、女性やママたちの「だれの子どももころさせない」などの運動、若者憲法集会実行委員会やシールズをはじめとした大学生、高校生など若者たちの運動、全国で反対運動の先頭に立った日本弁護士連合会など、空前の規模に広がった。

茨城県でも3つの政党、6つの平和団体で「戦争法案に反対する茨城県実行委員会」が作られ、6月から9月に1000人を超える集会とデモを水戸駅北口で4回行った。また、土浦・つくば・筑西・古河・取手などでも地域実行委員会が作られて集会やデモ、パレードが取り組まれた。

茨城県高等学校教職員組合が7月に取り組んだ「教職員投票」では、42分558人の投票総数の中で84.8%の教職員が「戦争法案」反対に投票した。

「安全保障関連法」は国会で成立したが、民意に背を向けた安倍政権の暴挙は、多くの国民の中に日本国憲法や9条の意義、立憲主義についての理解を着実に広げ、主権者としての責任を覚醒させた。また、「戦争法案」反対の一点で広がってきたこの間の運動が、

現在は「安倍政権を許さない」「日本の民主主義を守れ」「政治を変えよう」など、安倍政権・自公政治の根本的な矛盾に対峙する継続的な運動に発展している。

2015年6月17日には、18才選挙権が法制化され、来年の参議院選から18才の高校生も主権者として投票行動を行うことになる。主権者教育に取り組む中で、青年の社会参加・政治参加をどのように推進していくかが高校教育にとっても大きな課題となる。

憲法99条では、「公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定められている。教育公務員である私たちが、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを再確認し、憲法違反の「戦争法」の発動を許さず、ただちに廃止することを求める運動にとりくむことは特別な政治活動ではなく、主権者である教職員の義務というべきものである。

茨城県高等学校教職員組合は県内の教職員のみならず、「戦争法」の発動を許さない運動へのご支援、参加と創意工夫に満ちた主権者教育の今後の職場での旺盛な議論を呼びかける。



## 組合の必要性を考える(2) 「これって変だよ」

組合は秋の地公交渉などで、賃金引き上げや労働条件の改善に取り組んでいます。前回の「茨城の教育」で取り上げた短期介護休暇（一親等の親族の病気やけがの介護休暇で、日または時間単位で年5日間取得できる）なども地公交渉で実現しました。

ところが、こうした交渉の成果も職場で取得する人が少なければ絵に描いた餅になってしまいます。組合は改善した労働条件を法令通りに運用することにも力を入れています。そして、少しでも働きやすい職場を作るためには、まず職場の「これって変だよ」という事例を見つけ出して、組合の力で改善のための一歩を踏み出す必要があります。今回取り上げた2点は地公交渉には直接関係ありませんが、働きやすい職場づくりにとっては非常に重要な課題です。

### 1. 管理職どこにいるの

教職員は当然のことながら、出張や年休で学校にいない場合は、職員室の掲示板に名前や出張先などが掲示されます。ところが、校長の場合、掲示板に名前や

出張先が掲示されない学校が多くなっています。仕事を円滑に進めることを考えるならば、校長の出張や年休は掲示板に掲示されるべきです。また、2日以上にわたる出張や年休の場合は事前に教職員に職員朝会などでいないことを校長自身に伝える必要があります。

学校現場では、校長・教頭が二人とも出張などが重なって学校にいないということがあります。偶然が重なって事務長も出張というような場合もあります。こうした場合問題なのは、誰が管理職の代行をするかです。掲示板に名前を掲示しない上に、誰が代行するかを教職員に指示しないで学校に管理職がいないというようなことは、まさに管理職のコンプライアンス違反というべき事態です。

出張・年休であれ、時間単位であれ、学校を開ける場合は、管理職は職員室の掲示板にその旨を掲示すべきではないでしょうか。

### 2. PTAの仕事はボランティア？

17時以降の時間や土日にPTAの仕事が入ることがあります。渉外部担当の教員

だけでなく、補助的な手伝いを頼まれることもあります。時間外の仕事なのだから当然割り振り変更の対象にならねばならないのに、そうっていないことが少なくありません。「別の日に休めないのですか」と質問しても、「うちの学校はこれまでも休んでいませんから」などという答えが返ってくる場合があります。

しかし、PTAの仕事は時間外でないといけない場合が多く、突然仕事が入ることはまれです。また、PTAの仕事はおろそかにできない内容で、計画的に取り組む必要があることがほとんどです。

つまり、PTAの仕事は計画の段階から誰が担当するか、担当した教員が時間外の仕事にならざるを得ない場合は割り振り変更などをして超過勤務の解消をどのようにするかを管理職は渉外部の責任教員と事前に詰めておく必要があります。担当した教員の判断に任せるとPTAの仕事はボランティアに限りなく近くなって、長時間労働の温床になってしまいます。

長時間労働の解消が厚生労働省も含めた全国的な課題となっていますが、学校現場では管理職が管理職の責任でPTAの仕事で超過勤務になった場合、どのような形で解消していくかについて明確な指示を出していく必要があります。

## 全教共済の「火災共済」 風水雪害にも対応します!!

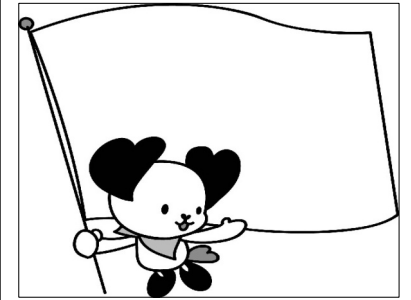
常総市をはじめとした大雨による水害では教職員の方でも被災された方が多く、自然災害の恐ろしさをあらためて実感することになりました。被災した家屋などの修復にはお金と労力がかかります。今回被災を免れた教職員の方々も、ご自身が入っている火災保険のなかみを再確認してみたいかがでしょうか。

通常の火災保険というと、火災だけが対象で、特約に加入しないと風水雪害の自然災害は給付の対象外という場合があります。

以下に、全教共済の「火災共済」を紹介しますので、ぜひ火災保険を見直す機会にしてください。

### 全教共済「火災共済」

全教共済の「火災共済」は「基本契約」と「地震特約」で構成されています。「基本契約」は火災等共済金と自然災害等共済金の2つを給付制度の柱としていますので、火災はもちろんのこと、風水雪害等の“自然災害”（地震や津波を除く）による損害も給付の対象になります。ちなみに、地震や津波による火災・破



損などの損害は「地震特約」にも加入する必要があります。

また、全教共済では全国代表者会議で審議し、昨年の広島での水害を受け、基本契約給付を拡充し、「冠水汚損見舞金」を新設しました（2014年8月以降の事由発生より）。この見舞金は、床下浸水により建物本体の床下消毒または汚泥撤去した場合を対象としたものです。このように全教共済では組合員の生活を守るという観点から、被災実態に合わせて制度の見直しをおこなっています。

なお、「火災共済」は毎月募集をおこなっています（毎月15日申込〆切・翌月1日補償開始）。なるべく早く補償開始となるように加入手続きをしたい、というご要望にお応えする手続き方法もありますので、是非組合本部までお電話下さい。